

○近江八幡市立幼稚園規則

平成22年3月21日

教委規則第16号

改正 平成24年3月1日教委規則第1号

平成26年11月5日教委規則第8号

平成28年2月25日教委規則第4号

平成28年12月22日教委規則第7号

(目的)

第1条 近江八幡市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条及び第23条の規定に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(入園資格)

第2条 幼稚園に入園できる者は、小学校入学始期の1年前の日において満3歳、満4歳及び満5歳に達した幼児とする。

(教育期間)

第3条 幼稚園の教育期間は、1年、2年又は3年とする。

(定数)

第4条 幼稚園に収容する幼児の定数は、別表のとおりとする。

(教育課程)

第5条 教育課程は、幼稚園教育要領（平成20年文部省告示第26号）による。

(教育週数及び教育時間数)

第6条 教育週数及び教育時間数は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び幼稚園教育要領による。

(職員)

第7条 幼稚園に園長、副園長、主任、教諭及びその他必要な職員を置く。ただし、特別の事情のあるときは、副園長を置かないことができる。

(学期及び休業日)

第 8 条 学期及び休業日は、近江八幡市立学校の管理運営に関する規則（平成 22 年近江八幡市教育委員会規則第 14 号）の定めるところによる。

（出席の停止）

第 9 条 園長は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づき、幼児が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのあるときは、その幼児の出席を停止することができる。

（入園）

第 10 条 入園についての必要な事項は、公示するものとする。

第 11 条 幼児を入園させようとする保護者は、所定の入園願書（別記様式第 1 号）を園長に提出しなければならない。

（転園又は退園）

第 12 条 保護者が幼児を転園又は退園させようとするときは、転（退）園届（別記様式第 2 号）を園長に提出しなければならない。

第 13 条 近江八幡市立幼稚園保育料徴収規則（平成 26 年近江八幡市規則第 41 号）第 8 号第 2 項の規定による通知を受けた園長は、保護者に対して幼児の退園を命ずることができるものとする。

（平 26 教委規則 8・追加）

（教育課程）

第 14 条 幼稚園の教育課程を修了したと認めた者には、修了証書を授与する。

（平 26 教委規則 8・追加）

（その他）

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項はその都度定める。

（平 26 教委規則 8・追加）

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 22 年 3 月 21 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 22 年 3 月 31 日までに限り、別表武佐幼稚園の項中「45 名」とあるのは

「140名」とし、岡山幼稚園の項中「210名」とあるのは「140名」とする。

付 則（平成24年教委規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成26年教委規則第8号）

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、別表島幼稚園の項を削る改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年教委規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年教委規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（平24教委規則1・平26教委規則8・平28教委規則7・一部改正）

施設名	定数
八幡幼稚園	315名
沖島幼稚園	20名
岡山幼稚園	210名
金田幼稚園	420名
桐原幼稚園	525名
馬淵幼稚園	140名
北里幼稚園	140名
安土幼稚園	290名

別記様式第1号（第11条関係）

入園願書

年 月 日

近江八幡市立 幼稚園長 様

近江八幡市 町 番地

保護者氏名 印

下記の者を貴園（教育機関1年、2年、3年）に入園させたいので、許可くださるようお願いします。

記

住 所	近江八幡市 町 番地				
(ふりがな) 氏 名		性別	男・女	保育歴	年
生年月日	年 月 日				
備 考	電話番号				

※ 住所欄には、入園する年度の4月1日における住所をご記入ください。

※ 提出いただいた個人情報は、近江八幡市個人情報保護条例に基づき適正管理のうえ、入園等に伴う関係業務以外には使用いたしません。

別記様式第2号(第12条関係)

年 月 日

転(退)園届

近江八幡市立 幼稚園長 様

園児名 :

生年月日 : 年 月 日

保護者名 : 印

住所 :

このたび下記の理由により 年 月 日をもって転(退)園いたしますのでお届けします。

記

理由

別記様式第3号(第13条関係)

年 月 日

退園通知書

様

近江八幡市立 幼稚園長

㊟

近江八幡市立幼稚園規則（平成22年教育委員会規則第16号）第13条の規定により、次の者を退園と認め通知します。

記

住 所	
園 児 名	
理 由	

(教示)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法の規定に基づき、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、近江八幡市教育委員会に対して、審査請求を行うことができます。ただし、通知を受けた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求を行うことができなくなります。

また、前記の審査請求を行わずに、行政事件訴訟法の規定に基づき、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、近江八幡市を被告(近江八幡市長を被告の代表者)として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、行政不服審査法の規定に基づき審査請求を行った場合には、行政事件訴訟法の規定に基づき、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第1号（第11条関係）

（平26教委規則8・全改）

別記様式第2号（第12条関係）

別記様式第3号（第13条関係）

（平28教委規則4・全改）